

第 2 2 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 9 番, 1 0 番)

開催期日 令和 4 年 4 月 2 7 日

第22回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和4年4月27日(水) 午後6時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也	1 0 番 長谷川 誠
2 番 塚 本 政 紀	1 1 番 平 田 善 治
3 番 寺 雅 彦	1 2 番 中 島 武 博
4 番 川 崎 浩 彦	1 3 番 田 村 俊 彦
5 番 藤 田 淳	1 4 番 大 畠 政 勝
6 番 山 本 強	1 5 番 桂 一 照
7 番 小 暮 滝 弘	1 6 番 鈴 木 正 志
8 番 笹 谷 和 広	1 7 番 鳥 村 正 行
9 番 田 村 賢 治	1 8 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事 務 局 長	吉 川 道 也
〃	事 務 局 主 幹	上 島 宣 和
〃	事 務 局 員	中 川 圭 太
〃	事 務 局 員	山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 43号	農地のあっせん成立について
5	議案第103号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第104号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第105号	土地の現況証明願いについて
8	議案第106号	農用地利用集積計画（案）について
9	議案第107号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案） 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）
10		農業団体等報告事項

（局 長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第22回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。

栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会 長）

春の農業繁忙期に入り、皆様におかれましてはお忙しい毎日をお過ごしのことと思いますが、事故等の無いよう気を付けて作業を行って頂きたいと思います。また、コロナウイルスにつきましても、なかなか収束が見込めない中ではありますが、感染対策の徹底を図って参りたいと思います。本日の総会につきましても、慎重審議をお願い致します。

それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議 長）

日程1 会議録署名委員についてですが、9 番田村賢治委員、10 番長谷川委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局 長)

会務報告のページをお開きください。4月7日空知農業委員会連合会役員会・通常総会及び北海道農業会議地区別会長・事務局長会議が岩見沢市にて開催され、吉田会長が出席しております。15日栗山町農業再生協議会が開催され、吉田会長が出席しております。20日現地調査を、寺委員、川崎委員、中島委員、大島委員で実施しております。以上です。

(議 長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第43号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第43号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は1件でございます。

番号1 申出者 ○○市○○町22番地1 ○○○○ 相手方 栗山町字○○438番地1 ○○○○ 対象農地所在 ○○489番1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積10,660㎡ 他9筆 田4筆18,570㎡、畑4筆28,315㎡、雑種地1筆1,867㎡、池沼1筆731㎡、合計10筆49,483㎡でございます。成立年月日 令和4年4月6日、売買価格につきましては、10aあたり田○○○○○○円、畑○○○○○○円、雑種地○○○○○○円、池沼○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、山本委員、藤田委員でございます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及び賃貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は所有権移転2件、賃貸借1件でございます。

番号1 所在 ○○569番地 地目につきましては、公簿現況ともに田 面積1,139㎡外1筆、全筆田でございまして2筆合計1,295㎡でございます。譲渡人 栗山町字○○490番地 ○○○○、摘要といたしまして、経営規模を縮小したく、申請地を売渡したい。譲受人 栗山町字○○

571 番地 ○○○○ 摘要といたしまして、経営規模を拡大したく申請地を買い受けたいとなっております。

番号 2 所在 ○○1241 番地 地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 392 m² 1 筆でございます。譲渡人 ○○市○○区○○2 丁目 ○○○○、摘要といたしまして、永年農地として耕作していた土地を譲受人に売渡したい。譲受人 栗山町字○○80 番地 ○○○○、摘要といたしまして、永年農地として耕作していた土地を買い受けたいとなっております。

番号 3 所在 ○○360 番地 7 地目につきましては、公簿 畑、現況 田、面積 1,353 m² 外 6 筆、田 3 筆 7,816 m²、畑 4 筆 25,021 m²、合計 7 筆 32,837 m²でございます。貸主 栗山町字○○365 番地 ○○○○、摘要といたしまして、貸主は自らが株主及び従業員となっている法人に対し農地を貸し付けたい。借主 ○○市○○区○○5 丁目 農業法人株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、摘要といたしまして、借主は、現在営農している農業者を株主及び従業員とし、所有する農地を借り受けたい。なお、現段階では一般法人であることから農地法第 3 条第 3 項による許可を受けたいとなっております。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(10 番 長谷川)

番号 1 につきまして、譲渡人の○○○○さんは、経営規模を縮小したいことから、隣接する耕作者への売買であり、問題ないと思います。

(4 番 川崎)

番号 2 につきまして、基盤整備事業を行うにあたり、農地として占有しておりました財務省所有地を売買するものであり、問題ないと思います。

(5 番 藤田)

番号 3 につきまして、貸主の○○○○さんが自ら株主及び従業員となった一般法人への解除条件付き賃貸借という事で、問題ないと思います。

(議 長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 1 については原案どおり決定いたします。

続いて番号 2 について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 2 については原案どおり決定いたします。

続いて番号 3 について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 3 については原案どおり決定いたします。

日程 6 議案第 104 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 104 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○4 丁目 3 番地 35 地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 330 m² 1 筆でございます。譲渡人 栗山町○○4 丁目 1 番地 ○○○○、譲受人 栗山町○○3 丁目 188 番地 1 ○○○○、転用目的につきましては、一般用住宅建設に伴う永久転用でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、議案第 105 号「土地の現況証明願いについて」と併せ、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(14 番 大島)

令和 4 年 3 月 30 日 第 21 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請に基づき、令和 4 年 4 月 20 日に寺委員、川崎委員、中島委員、吉川事務局長、中川主事同行のものと現地調査を行いましたので、その結果を次の通り報告致します。

番号 1 農地法第 5 条の転用許可申請であります。申請地は栗山町役場の南東約 0.5 km に位置する第三種農地であり、この度申請者より一般用住宅等を建築する旨の許可申請があったものであります。

本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。

また、現況証明願い 1 件につきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認してきておりますことを、申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 104 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めま

す。

—全員挙手— よって議案第 104 号は原案どおり決定いたします。

日程 7 議案第 105 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 105 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在〇〇97 番地 2 地目につきましては、公簿が畑、現況が農地外、面積 10,214 m² 1 筆でございます。利用状況 雑種地、所有者及び願出人氏名 〇〇市〇〇6 丁目 22 番地 7 〇〇〇〇外 1 名、摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、先ほど、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 105 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 105 号は原案どおり決定いたします。

日程 8 議案第 106 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 106 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借 3 件、所有権移転 7 件、の計 10 件であります。

整理番号 4 賃 1-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇255 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 4 月 7 日でございます。利用権を設定する土地ですが、所在〇〇225 番地 1 現況地目 田、面積 3,035 m²外 2 筆。全筆田でございまして、3 筆合計 43,219 m²でございます。設定する利用権の内容ですが、種類 賃貸借 契約期間は令和 4 年 4 月 28 日から令和 9 年 2 月 27 日までの 4 年 10 か月。借賃につきましては、前契約金額に、賃貸料・諸経費それぞれ 1%ずつを乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 12 月 10 日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆・玉葱で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 所 2-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇80 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 4 月 8 日でございます。所有権を移転する土地ですが、所在〇〇175 番地 2 現況地目 田、面積 23,255 m²外 2 筆。全筆田でございまして、3 筆合計 28,648 m²でございます。所有権移転の内容につきまして、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 4 年 4 月 28 日、対価につきまして、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法ですが、令和 4 年 7 月 29 日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男 3 人女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 所 3-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 4 月 8 日でございます。所有権を移転する土地ですが、所在〇〇138 番地 1 現況地目 畑、面積 15,145 m²外 12 筆。田 8 筆 77,240 m²、畑 5 筆 18,730 m²、合計 13 筆 95,970 m²でございます。所有権移転の内容につきまして、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 4 年 4 月 28 日、対価につきまして、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法ですが、令和 4 年 7 月 19 日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、構成員は男 3 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 所 4-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇519 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 4 月 8 日でございます。所有権を移転する土地ですが、所在〇〇121 番地 3 現況地目 田、面積 18,975 m²外 11 筆。田 11 筆 61,023 m²、畑 1 筆 737 m²、合計 12 筆 61,760 m²でございます。所有権移転の内容につきまして、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 4 年 4 月 28 日、対価につきまして、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法ですが、令和 4 年 9 月 27 日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 所 5-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇898 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月

日は令和4年4月8日でございます。所有権を移転する土地ですが、所在〇〇620番地 現況地目 田、面積 976㎡外21筆。全筆田でございまして、22筆合計67,826㎡でございます。所有権移転の内容につきまして、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年4月28日、対価につきまして、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法ですが、令和4年9月27日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男3人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4所6-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇27番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和4年4月8日でございます。所有権を移転する土地ですが、所在〇〇638番地 現況地目 田、面積 28,100㎡1筆でございます。所有権移転の内容につきまして、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年4月28日、対価につきまして、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法ですが、令和4年11月28日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・南瓜で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4所7-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇160番地2 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和4年4月11日でございます。所有権を移転する土地ですが、所在〇〇170番地1 現況地目 田、面積 10,029㎡外20筆、全筆田でございまして21筆合計50,199㎡でございます。所有権移転の内容につきまして、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年4月28日、対価につきまして、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法ですが、令和4年8月13日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男3人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃8-1 更新 利用権の設定を受ける者 〇〇市〇〇町〇〇1334番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇34番地33 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年4月1日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在〇〇547番地11 現況地目 田、面積 464㎡外7筆、全筆田でございまして8筆合計16,716㎡でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和4年4月28日から令和14年11月30日までの10年7か月となっております。賃貸につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまし

て合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法ですが、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・蕎麦・馬鈴薯で、家族構成は男 3 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 所 9-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇438 番地 1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇町 22 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 4 月 6 日でございます。所有権を移転する土地ですが、所在〇〇489 番地 1 現況地目 畑、面積 10,660 m²外 9 筆、田 4 筆 18,570 m²、畑 4 筆 28,315 m²、雑種地 1 筆 1,867 m²、池沼 1 筆 731 m²、合計 10 筆 49,483 m²でございます。所有権移転の内容につきまして、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 4 年 4 月 28 日、対価につきまして、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法ですが、令和 4 年 10 月 31 日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 10-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇146 番地 1 〇〇〇〇外 1、利用権を設定する者 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 4 月 6 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在〇〇348 番地 現況地目 田、面積 16,332 m²外 1 筆、田 1 筆 16,332 m²、畑 1 筆 18,496 m²、合計 2 筆 34,828 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 4 年 4 月 28 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 4 年 11 か月となっております。借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法ですが、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・蕎麦・馬鈴薯で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

はい。賃貸借 3 件・所有権移転 7 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。それでは、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号 4 賃 1-1 について審議したいと思います。

整理番号 4 賃 1-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 1-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 4 賃 1-1 は原案どおり決定いたします。
(〇〇委員着席)

これからは、残る 9 件について整理番号順に審議したいと思います。

整理番号 4 所 2-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 2-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 2-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 3-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 3-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 3-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 4-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 4-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 4-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 5-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 5-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 5-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 6-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 6-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 6-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 7-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 7-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 7-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 8-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 8-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 8-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 9-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 9-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 9-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 10-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 10-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 10-1 は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 107 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等(案)」について」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等(案)についてご説明申し上げます。

まず、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)につきまして、本件は農業委員会法に基づき農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会にける事務の実施状況について公表する事となっており、ご承認頂いた後、6 月 30 日までにホームページにて公表する事となっております。

I 農業委員会の状況 1 農業の概要につきましては、農林業センサス及び各種統計より記載しており、耕地面積は 5,930ha、経営耕地面積は 5,519ha となっております。総農家数につきましては 428 戸、うち販売農家は 381 戸であり、農業者数 944 名、認定農業者は 277 経営体となっております。2 農業委員会の体制につきましては記載のとおりでございます。

II 担い手への農地の利用集積・集約化 1 現状及び課題ですが、管内の農地面積 5,930ha に対しこれまでの集積面積が 5,451ha、集積率が 91.92%となっており、担い手への集積はほぼ終了したと考えられます。2 令和 3 年度の目標及び実績につきましては、集積目標 5,461ha に対し集積実績が 5,473ha と目標を達成しております。3 目標の達成に向けた活動につきましては、目標として記載した通りの内容で、2 月に農地利用意向調査を実施し、その情報を基に農業委員さんがあっせんの実施等行い、規模拡大を希望する担い手への集積促進に努めて頂きました。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進 1 現状及び課題ですが、新規参入の状況は、平成 30 年度及び令和元年度が 2 経営体、令和 2 年度が 1 経営体となっており、2 令和 3 年度の目標及び実績は、参入目標 1 経営体に対し参入実績が 1 経営体と目標を達成しております。3 目標の達成に向けた活動につきまして、活動実績として、一般財団法人栗山町農業振興公社を中心に東京や大阪等の新規就農イベントに参加し、延べ 20 組と面談、7 組の農業体験を受け入れ、1

組の新規就農認定を行ったところであり、まとめとして計画通りの活動を実施する事が出来たとなっております。

Ⅳ 遊休農地に関する措置の状況 1 現状及び課題 2 令和3年度の目標及び実績ですが、農地面積5,930haに対し遊休農地は無い事から、解消目標もございません。3 2の目標の達成に向けた活動につきましては、計画通り10月に農地の利用状況調査を実施し、違反転用の未然防止等農地をパトロールしており、まとめとして農業委員個々の活動等により遊休農地の発生を未然に防止できたとしております。

Ⅴ 違反転用への適正な対応以降につきましては、記載の通りとなっております。

続きまして、令和4年度最適化活動の目標の設定等につきましてご説明申し上げます。本年2月に「農業委員会による最適化活動の推進について」と農林水産省経営局長通知があり、概要として最適化活動の成果目標及び活動目標を設定した上で目標に照らして点検・評価をする事となっており、令和4年度から本様式に変更となっております。

Ⅰ 農業委員会の状況につきましては、記載のとおりでございます。

Ⅱ 最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標ですが、今まででしたら単年度の目標でしたが、様式も変わり、本町の目標年度を農業委員さんの任期に合わせた令和5年度で設定し、現状の集積率92.3%から92.4%を目標と設定しました。数値目標としてあまり変化が無い理由として、本町における担い手への集積はほぼ完了しており、今後は担い手間における効率化な農地の集約を推進する為となります。なお、遊休農地の解消につきましては、現状遊休農地はございませんので、遊休農地が発生しないよう進めていきます。新規参入の促進につきましては、コロナウイルス感染拡大の影響で、新規就農イベントへの参加が限られている現状ではあるものの、一般財団法人栗山町農業振興公社と協力しながら進めていきます。2 最適化活動の活動目標につきまして、この部分が1番大きく変わった部分となります。委員さんには4月より既に活動記録簿への記入にご協力頂いているところですが、成果目標に対して最適化活動を行って頂く日数の設定が新しい項目で、栗山町としては国から頂いている最適化交付金の要件をも考慮し1か月あたり6日間を日数目標として設定しております。(2) 活動強化月間 (3) 新規参入相談会 の目標につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。なお、皆さんにご承認頂いた後、一般社団法人北海道農業会議へ送付し、内容の確認を頂いた後に問題がなければホームページにて公表する流れとなります。以上です。

(議長)

はい。事務局より説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。議案第107号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第107号については原案通り決定とします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は5月27日の金曜日 午後6時00分から、現地調査につきましては5月20日の金曜日 午前9時30分から 第2班 平田委員、田村俊彦委員、鈴木委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後6時45分 終了)

以上会議の顛末を記録し、その正確なることを証するためここに
署名捺印する。

令和 4 年 5 月 2 日

第 2 2 回栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄 ⑩

署 名 委 員 田 村 賢 治 ⑩

署 名 委 員 長谷川 誠 ⑩